

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
令和8年度公募配分事業（継続） 要綱

継続助成

前提	赤い羽根共同募金及び善意銀行への寄付金を活用する。 「地域や社会の福祉に役立ててほしい」との思いで市民から寄せられた共同募金及び善意銀行への寄付金を、市内の地域福祉増進を図るための事業に活用する。
対象団体	明石市内を活動場所とするボランティア団体・福祉活動団体・自治会・町内会・福祉施設等であり、以下の要件に当てはまる団体 ※代表者または団体が、明石市社会福祉協議会普通会員・特別会員・団体会員のいずれかまたは赤い羽根共同募金運動に参加している団体
募集期間	令和7年9月1日～令和8年1月23日 (令和8年2月下旬審査会予定)
対象事業	令和8年度実施事業
対象及び助成金額	【A】事業に対する配分(他団体と協力) 30万円 (1割の自己資金が必要) ※注：初年度30万円、2年目20万円、3年目10万円、以降上限6万円 【B】事業に対する配分(自団体のみ) 20万円 (1割の自己資金が必要) ※注：初年度20万円、2年目10万円、以降上限6万円 *ただし、当該年度の予算上限までとする
助成対象	・地域住民のつながりづくりの活動 ・支え合い活動 ・新たに実施する福祉事業 ・既存事業の拡大 等 ※社会福祉法人等の申請については、本来事業と明確に区分されている活動であり、地域福祉に還元される内容である場合は対象とする。 【具体例】 ・集いの場や居場所づくり ・見守り、訪問事業 ・当事者団体等が実施する交流活動(啓発講演会、スポーツ教室 等) ・新たな活動を展開するための組織運営の見直し(外部助言者にかかる謝金 等) ・新たな活動を展開するための社会調査研究 ・制度では対処できない困りごとに対する生活支援 ・自助グループの立上げ・運営支援 【対象となる経費】 ・消耗品費・通信運搬費・保険料・修繕費・交通費・外部講師等への謝金・印刷費・賃借料 ・その他必要と認められるもの 【備品購入について】 ①備品購入単独での申請は不可とする。事業に不可欠と認められる場合に限り、必要経費の一部として申請を受け付ける。ただし、備品購入費用は10万円以内とする。 ②パソコン等、電子機器の申請については、設置する場所が公の施設であり、かつ年間を通じて住民等が使用可能な場合に限り申請を認める(個人宅に設置するなど、私的利用が可能なものについては不可とする)。 ③自治会館またはこれに類する建物において使用する備品購入や改修等についての申請は、福祉活動(サロン、ふれあい会食等)を行っていることを条件とし、建物を管理する団体が備品購入や修繕費用の半額以上を負担することを必須とする。

対象外	①複数団体による同一事業への申請 ②1団体1事業のみ申請可（注：R8公募配分（新規）申請不可） 【対象とならない事業】 ①すでに実施した事業 ②営利を目的とする事業、行政委託事業、介護保険事業、政治的・宗教的事業、自団体構成員等の互助事業、その他適当と認められない事業 ③赤い羽根共同募金運動歳末期実施事業の配分を受けている事業 【対象とならない経費】 ①飲食費（活動者や講師の食事代 等） ②内部講師謝礼（自団体等の活動者が講師となる場合 等） ③自団体等の活動者に対する交通費 ④原則として、団体の人件費 ⑤領収証等により内容の確認ができない経費 ⑥その他、募金や寄付金の趣旨に添わない経費及び本会が対象外と認めた経費
申請書類	①公募配分事業申請書（本会所定の様式） ②申請事業内容の3か年計画 ③団体の定款・会則・規則等 ④名簿（役員または団体の構成員） ※住所等の個人情報を書いたもの ⑤団体の会報・パンフレット・リーフレット・ちらし等 ⑥団体の令和6（2024）年度事業報告書及び決算書 ⑦団体の令和7（2025）年度の事業計画書及び予算書 ⑧申請内容が分かる資料（申請事業予算内訳書・見積書・ちらし等） ※A4片面 4枚以下 ⑨自治会館またはこれに類する建物において使用する備品等の申請が含まれる場合は、福祉活動（サロン、ふれあい会食等）を実施していることがわかる資料
審査	・申請金額が10万円未満の申請については、書類審査を行う。必要に応じてプレゼンテーションによる審査も実施する。 ・申請金額が10万円以上の申請については、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。 ※不採択や減額の可能性もある。
報告	①公募配分事業実施報告書（本会所定の様式） ②記録写真とありがとうメッセージ ③申請事業に要した経費や物品の領収証の写し ④配分を受け、事業を実施または備品を購入したことを周知したことが分かる資料 (例) 写真、広報紙、パンフレット、ホームページ等を印刷したもの 等 ※記録写真については、配分金が使われているということを周知したことが明確に分かるものを提出。写真及びありがとうメッセージは、明石市社会福祉協議会での広報活動に使用する場合がある。 ※報告書類提出〆切：事業完了後、1か月以内
注意事項	①交付が決定された場合は、広報や掲示等を利用して、事業実施や備品購入等に配分金が使われたことを必ず周知する。 ②公募配分金の使途に変更が生じた場合や申請金額に変更があった場合は、速やかに事務局まで報告する。 ③公募配分金の取消・返還 以下に該当する場合は、配分金の一部または全部の決定を取消し、返還を求める。 ・公募配分事業で実施した事業等であることの周知を行わなかった場合 ・配分金にかかる経理が不明確である場合 ・配分事業費総額が配分額を下回った場合 ・申請した事業以外に配分金を使用した場合 ・事実と異なる配分金配分申請または実施報告がなされた場合 ・赤い羽根共同募金運動に協力しなかった場合、または明石市社会福祉協議会の普通会员、賛助会員、施設団体会員のいずれかでない場合 ・その他、本会が不適当と認めた場合